

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 26.11.6 第 187 回国会第 5 号

11 月 6 日（木）、第 5 回の委員会が開かれました。

## 1 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 25 号）

- ・有村国務大臣（消費者及び食品安全担当）、越智内閣府大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 生 方 幸 夫 君（民主）

- ・本法律案では課徴金額の算定率を一律に 3%としているが、悪質な事案に対しては算定率を引き上げてよいのではないか。また、返金措置よりも課徴金納付を選択する事業者も現れると考えられるが、いかがか。
- ・特に悪質な事業者に対しては、営業停止などの行政措置を付加することも考えるべきではないか。
- ・課徴金賦課対象となる「相当の注意を怠った者」については、ガイドラインを作成すべきではないか。

### 大 西 健 介 君（民主）

- ・経済産業省が、本法律案の原案の問題点を列挙した資料を作成し、それを持って国会議員に根回しをしたという疑義が持たれている。資料の作成の意図と議員に説明に回った事実の有無について経済産業省に伺いたい。また、資料には事実と反することも書かれており、こうした行動について、有村国務大臣はどのような所感を持たれたのか。
- ・措置命令に至った事案の中には利益率が 3%を大きく上回っていると考えられるものもあることに鑑みれば、課徴金の算定率については柔軟に対応してもよいのではないか。また、課徴金制度の導入後、必要に応じ、見直すことも検討すべきではないか。

### 鬼 木 誠 君（自民）

- ・前国会で景品表示法等改正案に付した当委員会の附帯決議では、「課徴金制度の導入に当たっては…消費者の被害回復という観点も含め検討」としたが、政府における検討内容を伺いたい。
- ・課徴金を課されるまでもなく、事業者自らが適正な表示をしていくことが目標であると思う。そのための事業者の自主的な取組を促すルール作りの促進について、有村国務大臣の所見を伺いたい。

### 浜 地 雅 一 君（公明）

- ・本法律案では、不実証広告規制に係る不当表示に該当するか否かの判断のため、事業者にその立証責任を求めている。一般的には、請求する側が立証責任を持つと思われるが、事業者側に立証責任が転換された経緯を伺いたい。
- ・平成 20 年に独占禁止法改正と併せて検討された課徴金制度では、違反行為者が不当な表示であることを知らず、知らないことにつき「相当の注意を著しく怠った」、故意又は重過失の業者のみに課徴金を課すという内容であった。本法律案では、「著しく」を削除しているが、その経緯を伺いたい。

### 重 徳 和 彦 君（維新）

- ・事業者にとって、返金措置を行うことで課徴金の納付を免じられる場合があることの意味は非常に大きい。返金を行いたくとも返金対象者を特定できないといった場合の対処について、どのような検討を行ったのか。
- ・自主申告による課徴金の減額措置を設けた趣旨は理解するが、本来全額納付すべきものを、いたずらに甘い処分で済ませることとなる懸念はないか。

### 井 坂 信 彦 君（維新）

- ・本法律案では、課徴金額の算定率を一律に 3%としたが、事業者ごとの利益率に応じた算定とすべきではないか。また、事業者ごとに利益率を算定することは、行政執行手続の妨げにはならないと考えるが、有村国務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案では、相当の注意を怠った者でないことと認められるときは課徴金を賦課しないこととし、その立証責任は消費者庁が負うことになっているが、本来であれば、事業者側が立証すべきではないか。